



西田成希税理士事務所

事務所だより 10月号

涼秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

9月は3連休が2回ありましたが、後半は台風でしたね。皆様はお出かけ等されましたか？私は、14日・15日と『全日本シニアソフトテニス大会』が京都府の4会場（舞鶴、丹波、福知山、亀岡）で開催され、その審判員で京都府亀岡市に行ってきました。プレーヤーではなく、審判のみです（ラケットを持って行ったのですが、練習もできませんでした(T_T)。

この大会は、50歳以上から80歳以上まで5歳刻みの7部門で日本一を争います。西田は、80歳以上女子の部の予選3試合と決勝トーナメント2試合の審判を担当しました。決勝トーナメントでは、決勝戦の審判をしました！日本一を決める試合、緊張しましたが、何とか無事に終わることができました(^;)。

しかし、皆さんお元気です。80歳代とはとても思えません。最高齢の人は、88歳でした。年齢を重ねてもテニスができる。西田も同じように在りたいですね。

それにしても、なんで西田が…。今回は、4会場で開催されたので、さすがに京都府の連盟だけでは、人数が足りなかったようです。兵庫県に審判員2名の要請がありました。私のペア（兵庫県の連盟の役員）が引き受けざるを得ず、他は誰も行きたくないの（みんな審判員の大変さ、しかも練習ができないのを知っていたようです）、私に声がかかりました(>_<)。7月に連絡をくれていたので、何とか調整できました。2日間、2人で行動していて、お互いテニスについて話しができたので、ちょうど良かったです(^)。

土曜日、日曜日とも早めに試合が消化できたので、ついでに京都観光をしてきました。カップルだらけの中、野郎2人旅でしたが、タダでは終わらせません！(^)v

では、事務所だより10月号をお送りします。ついに、消費税率10%となりました。実際にやってみたらわからないことだらけだと思います。

その時は、ご質問ください。



カプセルホテルにて。語り合いました！？



☆ お知らせ (2019年10月の税務)

期限	項目
10月10日	9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月15日	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
10月31日	8月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	2月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

☆ 戸籍法改正と相続手続きの円滑化

◆ 戸籍法の一部改正が成立、公布へ

令和元年5月24日に戸籍法の一部を改正する法律が成立し、同月31日に公布されました。国民の利便性向上と行政の運営効率化を目的とした今回の改正では、どのようなことが可能になるのでしょうか。

◆ 戸籍法と戸籍事務の電子化

私たちの親族的身分関係を証明する「戸籍」、この戸籍の作成や手続き等について定めた法律が「戸籍法」です。平成6年の改正によりコンピュータを使用して戸籍事務を取り扱うこととなり、現在では全国1896市区町村のうち1893市区町村でこのコンピュータ・システムが導入されていますが、各市区町村のシステムがネットワーク化されていないため、私たちが戸籍を請求するためには本籍地の市区町村役場で手続きしなければなりません。

たとえば相続手続きで、自分と両親や叔父叔母等親族との身分関係を説明する場合、その親族の各本籍地へ戸籍を請求することになります。本籍地と住所地は別の概念であるため、住所地から遠く離れた場所であることもしばしば。遠隔地であれば郵送で請求することになりますが、郵便の往復期間もあり1通請求するのに数週間を要することもあります。相続手続きの際には、何人もの戸籍を請求しなければなりませんので、とても時間がかかります。

◆ 本籍地以外でも戸籍の取得が可能に

こうした課題を受け、今回の改正では法務省が一括する戸籍データの管理システムを活用することで、本籍地以外の市区町村役場での戸籍請求が可能になります。また、電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）の発行も可能になる予定です。

このシステムの具体的な運用開始時期については、公布の日から5年と想定されています。今回の改正により、これまで煩雑で時間のかかっていた戸籍収集の手間が大幅に削減され、相続手続き全体の円滑化にも期待が持てそうです。

☆ 軽減税率の被害者は子ども？

「#駄菓子屋泣かせ」。10月の消費増税に関し、駄菓子店がツイッターで悲鳴を上げています。食品は軽減税率が適用されて税率8%のままですが、一部の駄菓子は10%に上がります。混乱を避けるため10%の商品の撤去を検討する小売店も出始めており、メーカーからは税率の一本化を求める声が出ています。

国税庁によると、食品（外食と酒類を除く）は軽減税率が適用されますが、容器に食品を詰めるなど、食べた後も利用できる商品は「一体資産」とみなされ、①税抜き価格が1万円以下、②商品価格のうち食品の割合が3分の2以上——の2つの条件を満たさないと軽減税率の対象になりません。食品とそうでない商品がセット販売されているケースで、厳密にそれぞれの税率を適用すると、流通現場で混乱する恐れがあります。一方、一つの税をかける「一体資産」だからといって「10円の食品を100万円の陶器に詰めて税率8%にする」といった税逃れは防がなければいけないため、上記の条件が設けられました。

ただ、弊害も出ています。大阪府の老舗メーカーの駄菓子は、食後の容器が笛などのおもちゃとして使えるため「一体資産」に。さらに、容器は日本製で価格が高く、全体の価格に占める食品の割合が3分の2を下回って軽減税率の対象外となりました。

取締役は「子どもたちが少ないお小遣いで買えるように菓子の価格を抑え、食後も楽しめる

商品を作ってきたのに、一部の駄菓子が10%になるのは、軽減税率の本来の趣旨とは違うと思う」と憤っています。

他にも野球選手の写真がついたポテトチップスも軽減税率の対象とならないようです。10円、20円の商品を並べる駄菓子屋で、10%の消費税はただでさえ逆風。店側にとっては、子どもたちにばっと見て違いが分からない商品について税率が異なる理由を説明するのも大きな負担と言えます。

☆ 食べ歩きの消費税は？

東京ディズニーランドでミッキー型のワッフルを買い、歩きながら食べたなら消費税はいくらになるか——。こんな場面を想定したQ&A集を国税庁が作っています。8月1日にも拡充し、並んだ事例はついに224問になりました（これだけのQ&Aを出さないといけない税制ってどうなんでしょう？）。10月の消費増税で初めて導入される軽減税率の周知のため、ホームページ上で公開中です。

軽減税率は、酒類を除く飲食料品や、定期購読の新聞の税率を現行と同じ8%に据え置く制度。飲食料品はスーパーなどから持ち帰る場合にのみ8%が適用され、店内で飲食すると外食扱いになり税率は10%となります。ただ、持ち帰り店内飲食の線引きがあいまいで、税率に迷うケースもあるため、国税庁では事業者から寄せられた具体例をもとに、Q&A集で規定を解説しています。

8月には、遊園地内の売店で飲食料品を購入した人が、園内で食べ歩いたり、点在するベンチで飲食したりするケースを紹介しました。各売店が管理するテーブルや椅子を使わなければ「持ち帰り」となり、軽減税率の対象となることを明記しました。「遊園地の施設自体は『店内』に該当するのか」という事業者の問い合わせに答えた形です。

同様の考え方で、野球場などでも、売店前の椅子などを利用すれば10%ですが、観客席で飲食する場合は軽減税率が適用されます。一方、遊園地内のレストランで飲食したり、野球場や映画館にある個室で飲食メニューを注文したりすれば10%となるので注意が必要です。

また、ファストフード店などに多い食事とドリンクのセット商品は「一つの商品」とみなし、一部でも店内で飲食する場合は外食扱いとなって10%を適用します。ただ単品で購入すれば、持ち帰りのハンバーガーは8%、店内で飲むドリンクは10%といった支払いになります。

低所得者の負担軽減をうたって導入される軽減税率ですが、事業者や消費者の混乱は必至と言えそうです（本来の趣旨からは、離れているような気がします）。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488